スポーツ振興事業助成審査委員会助成制度検討ワーキンググループの設置について（案）

（令和７年●月●日スポーツ振興事業助成審査委員会決定）

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業助成審査委員会規程（以下「委員会規程」という。）第 9 条の規定に基づき、スポーツ振興事業助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）にスポーツ振興事業助成審査委員会助成制度検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（趣旨）

1　委員会規程第 2 条第 3 号に規定する事項のうち、令和 9 年度以降のスポーツ振興事業助成制度に関し、専門的見地から調査審議を行うことを目的とする。

（組織）

2　ワーキンググループは、審査委員会委員及び同部会委員のうちから若干名で組織する。なお、ワーキンググループ構成員は、スポーツ振興事業助成審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。

（座長等）

3　ワーキンググループに、座長を置くこととし、座長は、審査委員会委員のうちから委員長が指名する。なお、座長は、ワーキンググループでの審議結果を審査委員会に報告する。

（構成員以外の者の出席）

4　座長が認めたときには、ワーキンググループに構成員以外の者の出席を求めることができる。

（役職員の出席）
5　独立行政法人日本スポーツ振興センターの役職員は、ワーキンググループの会議に出席し、必要に応じ、説明又は報告を行うことができる。
（運営の細目）
6　この決定に定めるもののほか、ワーキンググループの議事運営上必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。
（設置期間）
7　ワーキンググループは、令和 9 年度スポーツ振興事業助成の募集開始の時期までとする。

[参照条文]
〇独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業助成審査委員会規程（令和 2 年 9 月 11 日改正）（抄）
（審議事項）
第 1 条　審査委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
(1)～(2)　（略）
(3)　その他助成金の交付に係る業務に関する事項
（運営の細目）
第 9 条　この規程に定めるもののほか、審査委員会等の議事運営上必要な事項は、審査委員会において定める。